

千葉県市原市における漢文石碑・資料の翻刻(二)

辻井義輝

前稿に引き続き、市原郡内にける漢文石碑・資料の翻刻を行ってゆく。

なお、本調査研究は、前稿と同様、各石碑・資料をお持ちの方々、地域の方々の寛大なご厚意・ご助力のおかげで成り立っております。皆様に改めて深甚の感謝を申し上げる次第です。

凡例

一、本稿で取り扱う漢文碑・資料は、各時代の価値観や生活誌が窺えるものや、歴史的事件を表記したものなど、文化的・歴史的価値を有するものに限る。

一、単に物故者の俗名や戒名、係累、没年月日などだけを記したものは基本的に省く。また、宝塔の類も、通常、陀羅尼經の文言を連ねたとどまるため、基本的に対象から外す。但し、高名な漢学者による文は、それ自体、文化的価値を有するものであるため、全て翻刻の対象に入れる。さらに、代官名主、名主家の資料については、地域で長期間にわたり名望家と目されて

きたと同時に、地域の歴史に深く関わってきた存在であったという歴史的意味に基づき、特記する場合がある。

一、翻刻にあたっては、異体字・隸書・篆書・草書は、できる限り正字体に直す。

一、原文は基本的に全て白文であるが、それぞれ句点を施すこととする。(但し、一部のものには、もともと句点が付されていたため、それはそのまま反映させる。その際はその旨特記する。)

一、判読不能の箇所には□を附し、脈絡や残存字形から類推して読み取った文字は()で覆って表記する。空白箇所には(空)を付する。

一、原文は追込みで表記することとし、改行は「」で表す。

一、行政区画については、便宜上、明治三十年四月施行の「郡」表記、明治初期における「村」表記を用い、さらに村内の集落については「○○地区」と表記する。

資料十七 井口松山翁碑

当該資料は、旧海保村中谷地区の井口繁利（屋号「材木屋新宅」）邸先に現存する石碑である。該碑については『千葉県内石碑一覽』（千葉県図書館、昭和九年）十五頁にその存在が記されて以来、全く調査・研究がなされてこなかった。該碑の主人公・井口松山は、天保三年（一八三二）五月に生まれ、諱を勝、字を季子、通称を勝次郎、後に改めて兼三郎といい、旧海保村中谷地区永津の小手要助とモセの子として生まれた。小手家（屋号「にえ」）は、里見義弘の後裔と言われ、代々、勝右衛門を称し、旧海保村小出領名主を務めてきた。元来、「小出」姓を有していたが、名字帯刀を許された際に、「小手」と称した。該碑に小出要助と記されているのはそのためである。松山は、若年時、学問を峰嶋来山に教わり、のち井口四郎右衛門（屋号「材木屋」）に見込まれ、その養子となった。慶應元年（一八六五）に小出領名主に就き、同三年（一八六七）に領主にその功績を高く賞された。その後、すぐ大政奉還となり、決起した幕府遺臣数百人が旧海保村に押し寄せて、食糧などの供給を命じに来ると、ほかの名主たちがみな逃げ隠れする中、一人毅然として応対し、五十両を献金したという。そもそも、慶応四年（一八六八）、江戸開城に不満を持った福田八郎右衛門は、洋式陸軍歩兵隊である撒兵隊（市原郡では義軍と呼ばれた）を率いて江戸城を脱出し、同四月十日までに望陀郡真里谷に

本陣を敷いた。『市原市史』中巻、九四一〜九四二頁では、その後、閏四月五日には、市原郡を含む周辺各村々に御用金を命じたと推測されている。松山の献金はこの日のことだろう。その後、閏四月七日、養老川における出津の渡し附近で、官軍による攻撃により、撒兵隊がわずか二時間余りで総崩れとなると、早速、撒兵隊の掃討作戦が遂行された。該碑では、その際、松山は官軍に責任を問われたものの、毅然として応じなかったため、分隊長山下某がその剛胆さに感服して、不問に付したと記されている。この危難を潜り抜けた松山は、廃藩置県後、一転して、教育を施すことを使命と感ずるようになり、郷里の子弟に学問を教えるようになったという。しかし、翌五年（一八七二）には、自己の学問の深度を真摯に反省し、いったん東京に亀田鶯谷のもとに学び直しにゆき、帰郷後、改めて郷里の子弟に学問を教えるようになったという。さらに、明治十九年（一八八六）には、郷里に英語を理解する者が少ないことを嘆き、菁菁英學校を設立し、漢学・数学・英語を教えるようになったのだという。子孫の井口繁利氏によれば、松山は本宅である「材木屋」の敷地ではなく、二男啓蔵が分家して作った「材木屋新宅」の屋敷の二階で、子弟たちを教えていたという話が残っているという。このような松山は、明治三十七年（一九〇四）二月十六日、七十三歳で死去した。その人柄について、撰者・村山自彊は、「剛毅清廉にして、一に至誠を以て事に當たる。其の辯は訥なりと雖ども、講學の音吐は巨大にして、諄諄として人を

して感動せしむ」と称し、私利私欲に走る世の中の風潮にあつて、松山のように学問を好み、職分を尽くして、世の中に貢献しようとする者は、「奇傑の士」というべきだと高く評価している。

〔題額〕

松山翁碑

〔表〕

井口松山翁碑

冥冥村山自彊撰文

翁諱勝、字季子、通稱勝次郎、後改兼三郎、井口氏、上總國市原郡東海村海保人也、父曰小出要助、母名茂世、幼穎悟、有才幹、就峰嶋來山修學、孜孜不怠、井口四郎右衛門、愛其才學、養爲子、以長女妻之、翁繼其家、勤稼穡、有公事、則先衆服務、慶應元年正月、領主小出氏、擢爲名主、三年十二月、賞其功勞、賜酒盃及黃金若干、蓋異數也、徳川將軍之奉還政權、幕臣不悅、結黨爲團將起、人心恟恟、物情騷然、翁於此際、從容自若、不變素行、明治初、幕府遣臣數百人、來海保招名主、託以輜重事、當時海一保名主有四人、其三人則畏縮潛避、翁獨毅然諾之、自出金五拾兩充費、遣臣戰于「養老川、不利敗走、官軍詰責翁、翁不動聲色、徐對以盡我、分隊長山下某、竊服其剛」膽、不問罪、四年、廢藩置縣、翁以教育自任、授郷里子弟、五年十月、翁以爲我學未深、一恐毀人之子、乃赴東京、從龜田篤谷問經義、王修周程之學、造詣尤深、歸郷弟子益進、翁又概郷子弟學英文

者尠、十九年設菁菁英學校、聘英語教師、立置漢數學以「教授焉、先是長子要藏病歿、二子啓藏、三子要太郎別家、孫曰四郎、尚幼、翁再視家」事、三十七年二月、罹病遂不起、實是月十六日也、距生天保三年五月、享年七十三、葬邑中塋域、翁爲人、剛毅清廉、一以至誠當事、其辯雖訥、講學音吐巨大、諄諄使人「感動、頃者門人故舊、欲建碑以傳不朽、徵余文、誼不可辭、嗚呼、舉世滔滔趨利務私、」視企圖世益者、反嘲爲俗務迂遠之輩、如翁讀書好學、克勤職業盡本分、有補益世」道人心、可謂奇傑之士矣

從七位熊田淳篆額

柏堂小出寛作書

大正五年十二月下澣

橋本七之助刻

資料十八 松山井口兼三郎墓

当該資料は、前記井口松山の墓碑である。新発見資料である。旧海保村中谷地区の井口家墓地内に現存する。撰者は不明であるが、この資料からは、松山が佐助とも称したこと、さらには松山が井口家に養子に來たのが十六歳のとき（弘化四年、一八四七）であったことがわかる。また、松山の人柄について、「清廉剛直にして、勤勞を厭わず」とも称され、この人物の更なる一面を窺い知れる。

〔表〕

松山井口兼三郎墓

〔左〕

翁諱勝、字季子、號松山、通稱勝次郎、後「改佐助、又兼三郎、天保三年五月十四」日、海保小手家誕、考要助、翁其二男也、「齡十六、出繼井口氏、資性清廉剛直、不」厭勤勞、擢爲名主役、執務勤勉、功績不

〔裏〕

尠矣、翁幼好學、長學于峰島氏、更入龜「田鶯谷門、造詣不淺焉、老年集徒、教授」典墳、數歲、蒙其薰陶者、及數百人云、「翁有三男、長要藏、仲啓藏、季曰要太郎、」明治三十七年二月十六日卒、享年七十三、諡曰精兼院文翁惠眞居士

〔右〕

大正五年二月十六日建之

井口 啓藏

井口 要太郎

資料十九 井口要藏碑

当該資料は、前記井口松山の長男・要藏の墓碑である。新発見資料である。旧海保村中谷地区の井口家墓地内に現存する。該碑によれば、海保の地は、もともと養蚕に適した土地であったが、明治二十二年（一八八九）、政府の養蚕奨励を受けて、要藏も奮発して数十頃の桑畑を設け、養蚕に取り組んだものの、明治二十四年（一八九二）に

病気になり、死亡してしまったという。撰文は亀田鶯谷の嗣子である

亀田雲鵬で、碑文の上部にあしらわれた桑籠の絵も雲鵬による。書は中島撫山による。中島撫山は、文政十一年（一二二八）、江戸江東の亀戸に生まれ、名を慶太郎といった。亀田綾瀬の門に入り、綾瀬の死後は、その養子鶯谷の門に入り、鶯谷門下五俊秀の筆頭と目された。安政四年、両国矢ノ倉に私塾「演孔堂」を開き、慶応三年には武州久喜に移って、私塾「幸魂教舎」を開き、明治四十四年（一九一一）六月に死亡した。作家・中島敦の祖父にあたる（村山吉廣氏『漢学者はいかに生きたか〈近代日本と漢学〉』大修館書店、一九九九。四十九〜六十三頁）。該碑では、井口要藏が死亡すると、その遺子・四郎が亀田雲鵬のもとを訪れ、「先生と撫山居士とは、曾て弊廬に豫よしみて先人を識る」と述べたとある。「撫山中島先生略年譜」（第二回特別展「中島撫山没後一〇〇年展」久喜市、二〇一一）によれば、明治二十二年（一八八九）五月、撫山は念願の松島に遊んだ後、秋に木更津に遊び、更に上総の国分寺を尋ねたとあるので、中島撫山が井口家を訪ねたのは、この明治二十二年秋のことと思われる。⁽⁹⁾

〔題額〕

富邦凱業

〔表〕

海保之郷、地宜蠶桑、其夙識之、而從其業者、爲要藏君、君乃井口

翁之長子也、明治己丑、官亦給桑於村」民而勸之、君喜且奮、更闢村南高阜之地、以爲桑田」數十頃、新營蠶室、將大有所爲、歲辛卯之二月、罹病」不起、齡塵四十二、可惜哉、然家自是知其利、今則樹」桑盈鄉矣、今茲嗣(空)四郎、將建石、以爲神游之處、來」請曰、先生與撫山居士、曾豫弊廬而識先人、詩書畫」又先人之所好、願得二先生之揮蹟、以代銘劌、泉下」之喜可知也、余乃漫畫桑籃、且係以古風一篇

樹桑亞樹粟、富邦官所督、々之人未習、子乃」前既勸、景岡符周詩、猗伐同爾俗、勿謂伊人」亡、鄉阡趁歲綠

明治卅年丁酉冬十有二月

東京 雲鵬龜田英識 撫山島慶作字

資料二十 稿本「谷君鹿門壽藏記」

当該資料は、旧海保村中郷地区の鴫矢元彰家に現存する稿本である。紙に毛筆で書かれたもので、各所に朱色で句点が打たれ、段落の終点を意味すると思しい」形の記号も朱色で書き込まれている。著者は、大田玄齡(一八〇一〜一八六七)¹⁰である。この寿藏記の主人公である谷鹿門とは、鴫矢鹿門(一七九八〜一八六二)¹¹のことで、名を元鼎、字を鎮卿、もしくは啓藏、子謙、瀛海などといい、鹿門のほか、致一齋、一齋、帰耕軒なども号した。市原郡を代表する儒者である。

その父・郡平¹²は、虎右衛門と通称し、海保村小出領の名主を務めた。鹿門の寿藏記は、大田玄齡が上総を尋ねた際、帰路、鹿門を尋ねると、鹿門とその養子元忠¹⁴や弟子たちに書いてほしいと頼まれたものだという。当該稿本によれば、鹿門は十一歳の時(文化五年、一八〇八)、大田錦城(一七六五〜一八二五)¹⁵の門に入り、玄齡と「竹馬の交」を交わした。だから、鹿門の来歴を知るのには自分以外にいないと思ひ、そのために引き受けたという。鹿門は、子どものとき、遊びを好まず、服装や居住まいを正し、すでに老成している風があった。そして、楽器が鳴れば、興に乗って詩文を書き、暮れてからは、灯しの油が尽きるまで、書物を読みふけたのだという。¹⁶十七、八歳(文化十一、十二年。一八〇四、一八〇五)になると、その学問が大いに進み、大田錦城の学説を詳細に探って、ノートに綴り、それらを尽くく暗記し、「五経笥」と呼ばれるまでになったという。のち、江戸で私塾を開いて成功したが、五・六年して、跡取りがいなくなってしまうために帰郷し、三十歳(文政十年、一八二七)以後、自宅で私塾を始め、これも大いに成功したという。¹⁸そして、そのかたわらで、父母に手厚く孝養を尽くしたとされる。大田玄齡はそのさまを「行いは、孝經に在る者と謂う可きのみ」と高く評価している。塾は、二と七のつく日に開き、談論好きな鹿門は、時に奇怪な話をもちだしたり、時にユーモアを利かせたりして、老若男女を大いに引き付けたという。また、鹿門は諄諄と善行を説いてやまなかったため、受業者たちはみ

な、勤勉を重視し、ひとかどの人物になって一族に裨益することを先務とし、家を磊落させてしまう者は一人も現れなかったのだという。そして、鹿門は六十五歳になる今なお、このような教育活動を行い続けており、このような鹿門の半生を総括して、大田玄齡は、「當に君の學は年と俱に増し、徳も亦た年と俱に進みて、今世の儒流に非ざるを知るべし」と称賛している。

鵜矢鹿門の伝記は、大田才次郎『旧聞小録』巻上、一九三九、四十四葉才に掲載されているほか、『市原郡誌』町村誌篇、七九七、七九九頁、瀧口房州氏『上総の人・海保漁村』四十七、五十三頁、同（瀧口光之名義）「鵜矢鹿門」（『市原地方史研究』第十号、市原市教育委員会、一九八〇）に記されている。

本文については、右記「鵜矢鹿門」がほぼ全部を書き下し文で紹介しており、力作である。原文については、『市原市史』資料集（近世編3上）が紹介しているが、誤字・脱字が多く拠れない。原典から採録した。なお、本稿は、当該資料の句点と終点を忠実に反映させ、改行は、△で表記した。

谷君鹿門壽藏記

先月余適游上総。歸路訪君。△大悦。延余入暖室。張酒（校1）具饌。繼△日以夜。因相別之久。燈下話（校2）談。△縷△不盡。時君與義子元忠（校3）。相△謀索壽藏記于余。△辭讓曰。

恐△文不稱徳。反爲君羞。繼又曰。記△君可無愧詞。余文。今將籍君而△增益。」謹按。君姓源。氏谷。名元鼎。△字鎮卿。一字啓藏。號鹿門。上總△海保村人也。生十一歲。來入先△子之塾。余八歲。與君同研席。相△對質問。義則朋友。情同兄弟。所△謂竹馬之交。非君而誰。則（校4）知君△之來歷者。莫詳於余。」君雖總角。△不好弄戲。正襟端坐。有老成風。△五鼓纔動。則興誦詩書。暮則點△燈披閱。油盡而輟。」至十有七八。△勉強愈甚。先子之經說。深搜博△採。手親謄錄。以爲帳中之秘。一△々暗記。而莫有遺忘。如此。則可△稱五經笥耳」。海保爲某氏采地。△某貧困。常爲白著。細民窮生計。△君之父。諱郡平。一村豪家。而饒△于財。其局量。寬大。有任俠之氣△象。見上下俱窮。而開困倉。傾囊△囊。上補助某。下潤漑細民。凡十△有餘年。而耗用漸廣。家產中衰。△終致負券之多。君之父。如此。則△可謂損己益人者耳。」時君。僑居△都下。業儒挽生徒。以束脩△之入。△常代其耕。蓋其心。欲讓家於舍△弟馳名於一時。以爲父母之榮。△居五六年。舍弟不幸而沒。反哺△無主。故疾趨而歸。其及歸也。無△不遂志之憂。而有得歸養之權。△其於養也。無大無小。莫所不預。△故一日他出。則母倚門而望。父△傾耳。而窺足音蹙然。其奉養如△此。則可謂行在孝經者耳。」君而△立以後。日講聖經。教諭世人。故△遠近應響。爭趨其門。於此饋遺△自多。話計自增。遂得米包。一歲△三百許。是以與父相謀。撤去老

△屋。興造大廈。內有小室一區。暖△如地窖。足以慰老人。園地平坦。△不設假山。栽梅培松。雜以茶梅。△而供春秋之吟哦。其幽勝如此。△則可稱風流之富窟耳。」君貌清△瘦。而長身鶴立。其面温和。而內△行端坐。故人皆敬之。其性善談△論。搜奇語怪。則老少前席。諧謔△一發。則滿坐搏髀。」以寬政十年△戊午九月十八日生。至今年而△六十有五。然講誦不倦。以月二△七開經筵。諄々勸善。以盡爲師△之心。故入門受業者。皆以儉勤。△爲葦絃。以立身元宗。爲先務。一△人莫有敗家者。其誘引如此。則△可謂得仁術者耳。」呂氏曰。中壽△不過六十。故杜少陵。以七十。爲△古來稀。然君之父。八十一而沒。△母八十而沒。其所以享(校5)退齡者。△各養生之所得乎。將積善之所△致乎。不然則因君之保護有方△供養無缺也。」孝于親者。必得天△福。今君之豐饒是也。然有此舉△者。何耶。曰生前營墓。則果益壽。△故稱壽藏。蓋其心。欲踏雙親之△跡以久居人間。而導今世之薄△俗也。」讀此記者。試一々求之。則△當知君之學與年俱增德亦與△年俱進而非今世之儒流也。然△則余所舉諸事。諒無溢辭。若以△爲溢辭者。不知君之學與德者△也。并不知余非阿以求助者也。△然則余之辭。惟君知之而已矣。

文久二。歲次壬戌。春二月

遮那 太田玄齡撰

本文中の「△」「▽」は、原文所載をそのまま反映させている。

(校1) 酒 「酒」の字は丸で囲まれ、右肩に「飲」と書込み。

(校2) 話 この箇所は一字が黒く塗りつぶされており、右下に傍線を引つ張つて、「話」の字がつけられている。

(校3) 忠 この字の右下に傍線を引つ張つて、「及門生」の字がつけられている。

(校4) 則 この字の右上に傍線を引つ張つて、「然」の字がつけられている。

(校5) この間、真ん中に小丸が入っている。

〔表紙・表〕

玄齡太田先生撰

鹿門壽藏記

海南書屋版

〔表紙・裏〕

鹿門壽藏記

資料二十一 石碑「谷翁鹿門壽藏之記」

石碑「谷翁鹿門壽藏之記」は、旧海保村中郷地区の鴫矢元彰邸内に

現存する石碑である。石碑「谷翁鹿門壽藏之記」と稿本「谷君鹿門壽

「藏記」は、ほとんど文面を共通しているが、二十箇所相違が認められる。なかでも注目される相違は、父郡平について説明している箇所、稿本に記されていた「海保爲某氏采地。某貧困。常爲白著。細民窮生計」が削除され、その上、稿本における「見上下俱窮。而開困倉。傾囊囊。上補助某。下潤漑細民」が、石碑では「而無儉嗇之性質、或招文人學士、或置歌兒舞女、其來莫所擇、故游手浮食、常々不絶、如此」に置き換えられており、さらに「終致負券之多。君之父。如此。則可謂損己益人者耳」が削除されていることである。これは、領主である小出氏の体面を憚ってなされたものと思われる。また、資産の多寡を表す表現が直接的、具体的な表現から、抽象的で、あいまいな表現に改められている箇所が三か所あるが、これもその件と相關するかも知れない。その他、石碑の文章は、稿本のそれに比し、主語や助詞が省略されたり、「年」が「季」に改められたりするなど、多くはささいな点が変更されているに止まるが、稿本における「六十有五」という文久二年当時の鹿門の年齢表記が、石碑で「六十有三」という表記に改められた理由は不明である。また「君姓源。氏谷」が「君姓谷氏」に変更されている理由も不明である。「話計自増」が「活計自増」と改められているのは、誤字と判断したためであろう。石碑は稿本に比し、これほどの箇所において、異同があるため、本稿では、別の資料として取り扱った。

原文は、『市原郡誌』七九八〜七九九頁、川崎喜久男氏『筆子塚』

二八一〜二八二頁、『市原市史』資料集（近世編3上）が紹介しているものの、いずれも誤字・脱字が多く拠れない。原典から採録した。

〔題額〕

谷翁鹿門壽藏之記

〔表〕

谷君鹿門壽藏記

遮那大田玄齡撰

先月余適游上總、歸路訪君、大悅延余入暖室、張飲具饌、繼日以夜、因相別之久、燈下話談、縷縷不盡、時君與義子元忠及門生、相謀索壽藏記于余、余辭讓曰、恐文不稱德、反爲君羞、繼又曰、記君可無愧詞、余文、今將籍君而增益、謹按、君姓谷氏、名元鼎、字鎮卿、一字啓藏、號鹿門、上總海保邨人也、「生十一歲、來入先子之塾、余八歲、與君同研席、相對質問、義則朋友、情同兄弟、所謂竹馬之交、非君」而誰、然則知君之來歷者、莫詳於余、君雖總角、不好弄戲、正襟端坐、有老成風、五鼓纔動、則興誦詩一書、暮則點燈披閱、油盡而輟、至十有七八、勉強愈甚、先子之經說、深搜博採、手親謄錄、以爲帳中秘」一々暗記而莫有遺忘、如此則可稱五經笥耳、君之父、諱郡平、一村豪家、而饒于財、其局量寬大、有任」俠之氣象、而無儉嗇之性質、或招文人學士、或置歌兒舞女、其來莫所擇、故游手浮食、常々不絶、如此」

凡十有餘年、而耗用漸廣、家產中衰、時君、僑居都下、業儒教生徒、蓋其心、欲讓家於舍弟、馳名於一^二時、以爲父母之榮、居五六季、舍弟不幸而沒、反哺無主、故疾趨而歸、其及歸也、無不遂志之憂、而有^三得歸養之權、其於養也、無大無小、莫所不預、故一日他出、則母倚門而望、父傾耳而窺足音登然、其^四奉養如此、則可謂行在孝經者耳、君而立以後、日講聖經、教諭世人、故遠近應響、爭趨其門、於此饋^五遺自多、活計自增、遂至米包充困倉、是以與父相謀、撤去老屋、興造新厦、內有小室一區、暖如地窖、^六足以慰老人、園地平坦、不設假山、栽梅培松、雜以茶梅、而供春秋之吟哦、其幽勝如此、則可稱風流^七之富窟耳、君貌清瘦、而長身鶴立、其面温和、而內行端正、故人皆敬之、其性善談、於搜奇語怪、則老^八少前席、諧謔一發、則滿坐搏髀、以寬政十季戊午九月十八日生、至今年而六十有三、然講誦不倦、^九以月二七、開經筵、諄々勸善、以盡爲師之心、故入門受業者、皆以儉勤爲葦絃、以立身克宗爲先務、^{一〇}人莫有敗家者、其誘引如此、則可謂得仁術者耳、呂氏曰、中壽不過六十、故杜少陵、以七十爲古來^{一一}稀、然君之父、八十一而沒、母八十而沒、其所以享遐齡者、各養生之所得乎、將積善之所致乎、不然^{一二}則因君之保護有方、供養無缺也、孝于親者、必得天福、今君之雙鑠是也、然有此舉者、何耶、曰生前^{一三}營墓、則果益壽、故稱壽藏、蓋其心、欲踏雙親之跡、以久居人間、而導今世之薄俗也、讀此記者、試^{一四}一求

之、則當知君之學與歲俱增、德亦與年俱進、而非今世之儒流也、然則余所舉諸事、諒無溢辭、若^{一五}以爲溢辭者、不知君之學與德者也、并不知余非阿以求助者也、然則余之辭、惟君知之而已矣

萬延元年庚申十月二十三日

武田四位侍從信之書

入木末流播磨守戸川安清題額

資料二十二 鹿門處士鴛矢翁之墓

当該資料は、旧海保村中郷地区の鴛矢元彰邸内に現存する墓碑である。この資料は、鴛矢鹿門の孫・元彰(げんしょう)(現当主・元彰(もとあき)氏の高祖父)の依頼を受けて、鹿門と同門の海保漁村(一七九八〜一八六九)⁽¹⁹⁾が撰した。書は鴛矢元彰による。元彰(一八九五没)は、今富村名主・根本弥五左衛門宣胤の三男で、名を信一郎といった。すでに今富村で一家を構え、胤久と名のついでいたが、文久二年(一八六二)、鴛矢鹿門の養子・元忠(君津郡奈良輪村名主・鳥飼家出身)の急死をうけ、急遽、養子として妻子ともども鴛矢家(「こやつ」「虎右衛門」)に迎え入れられた。元彰はその後、江戸期に名主、明治以後には、学区取締⁽²¹⁾り、地租改正総代人を務めると同時に、能書家で知られ、巖谷一六、小貫庸徳らとも深く交流し、多くの漢詩や金石文を残し、地域を代表する文化人として知られた。墓碑の正面「鹿門處士鴛矢翁之墓」の字

は、萩原秋巖⁽²³⁾による。

漁村は、この墓碑で、開口一番、鹿門のことを「篤學力踐の君子」と高く評価している。その上で、鹿門が日頃、書籍を繕いて、經典などの音読を行い続けると同時に、農耕も合わせ営むことを日課としていたことを記し、このような鹿門を「頗る古君子の朝に耕し、夕に讀むの風有り」と称賛している。さらに、鹿門が経義を説明するにあたって、常に大田錦城の学説を敷衍して行っていたことや、人とおしゃべりするときには、史書・経書を自由自在に駆使していたこと、時には、客を酒で款待したり、興が至ると、一絃琴を持ち出して演奏したり、酔うと歌いだしたりしたことなどを記し、このような鹿門を「達人」と称賛している⁽²⁴⁾。さらに、漁村の記述により、父・郡平は泰豊という名をもっていたこと、母は田中氏であったことや、鹿門が三人兄弟の長男で、はじめ切替氏を妻としたが、切替氏は一女を残して死亡してしまつたため、のち、飯塚氏を妻としたが、やはり、男子が生まれず、鳥飼氏（元忠のこと）を娘と結婚させ、養子に迎え入れたことがわかる。漁村は、鹿門と同門でありながら、鹿門とは一面識も得られず、しかも、漁村にとって父祖の地でもある海保村をこれまで訪れることができなかったことを、日頃残念に思っていたが、文章を依頼しに来た元彰の説明が余りにリアルで、鹿門の魂に邂逅できたかのように思えたとし、念願の一つが、ひとまず叶つたと述べている。

当該碑については、上掲瀧口房州氏の労作『上総の人・海保漁村』

四十八〜五十頁、『市原市史』中巻八四〇〜八四一頁がほぼ全文にわたって書き下し文を試みている。原文は川崎喜久男氏『筆子塚』二八〇〜二八一頁、『市原市史』資料集（近世編3上）が紹介しているものの、誤字・脱字が多く拠れない。原碑から採録した。

〔表〕

鹿門處士錫矢翁之墓

〔右〕

錫矢鹿門翁墓表 上総 海保元備撰 秋巖原鞏隸

吾上總州有篤學力踐之君子、曰錫矢鹿門翁、翁自幼穎悟絶、衆、束髮即來江都、受經於大田錦城、師之門居數年、學日益富、「恂恂有賢行、甚爲人所推、嘗自奮厲、將欲以所學自名家、乃開」門教授、學徒大進、久之、又自嘆曰、余與進遊時譽、孰若退承膝下之歡乎、亟舉家旋故里、侍奉具至、平居坐一室、環度圖書、以「誦讀自課、而亦未嘗一日弛農圃之務、頗有古君子朝耕夕讀」之風、其講經、一敷釋師說以開導之、其與人談論、每出史入經

〔裏〕

纏纏可聞、時或置酒款賓、家素蓄一絃琴、興到自鼓之、以相娛」樂、醉則烏烏歌、嘗倣趙太常司空表聖之爲、自爲壽藏、嗚乎如」翁者、其亦謂之達人歟、文久二年閏八月廿四日終于家、得壽」六十有五、葬屋南數步之山、從先塋也、翁諱元鼎、字鎮卿、錫

矢」其姓、鹿門其號也、考曰泰豐、妣田（校一）中氏、有三子、翁其長子、初聚」切替氏生一女、無子先歿、再聚飯塚氏、亦無子、養鳥飼氏子爲」嗣、以女配之、既葬之明年、其孫元彰、踵余請墓上之文、憶余亦」亦嘗執經于春草之堂、理當與翁日夕隨逐、而來去相避、未獲

〔左〕

半面、翁世居州之海保村、爲余祖所由出、翁能終老於其丘園、邀放於其林泉、而余未獲一履其境、睹其山川風物之概、以爲」平生之憾、而不想今日舉此二者、一旦得之、元彰之口語、宛如」親接其音容、親經歷其山川、則復知余於翁殆失之形遇而得」之神遇者歟、遂書其所聞、俾揭其墓、雖然若翁之篤學力踐自」能傳後、固不籍區區之文也

元治紀元歲在閏逢困敦秋八月

孝孫 元彰建并書

（校一）田 瀧口氏、『市原市史』ともに「田」としているが、川崎氏の翻刻する通り、「田」であろう。鹿門遺著『致一齋集』に収録されている「村田長右衛門清高墓誌」にも、「君諱清高、村田氏、俗称長右衛門、同郡田中武兵衛之三子、吾母之兄也、弘化四年九月廿九日、嬰病没、享年七十三」（句点筆者）とあり、鹿門の母が田中氏であったことが知られる。

資料二十三 時田南雅墓碑

当該資料は、旧島野村金河原地区の善龍寺境内鴉田家墓地に現存する墓碑である。撰者は、亀田鵬斎²⁶である。該碑文は、杉村栄治氏『亀田鵬斎詩文・書画集』（三樹書房、一九八二）にも、村山吉廣氏ら責任編集『亀田鵬斎碑文並びに序跋訳注集成—礼拝空間における儒教美術の総合的研究—』（筑波大学日本美術史研究室、二〇一〇）にも収載されていない。新発見と嬉しい。該碑は、島野村酒井領名主を務めた時田与惣左衛門南雅の事績を綴っている。該碑によれば、南雅は、諱を重胤、通称を与惣左衛門、号を南雅といった。人情に厚く、聡明な人物であったが、名主につくと、ものごとを公正に行い、儉約に努める一方、親戚や知り合いに経済的に困窮した者がいると、惜しみなく援助を施した。とりわけ俳句を好み、屋敷の周囲に花々を植え、手ずから如雨露で水をやって、花々が年中咲き続けているのを見て喜び、花が盛りの頃になると、俳人たちを呼んで、皆で句を詠んで楽しんで。しかし、文政八年（二八二五）、病にかかり、四十八歳の若さで死亡してしまつたという。

鴉田（原碑では、時田）南雅については、すでに市原ふる里文化研究会会長・青柳至彦氏が「江戸時代における市原俳人の動向」（『市原地方史研究』第十号、市原市教育委員会、一九八〇）で、市原郡糸久村の高石羅江の勢力下にあった俳人として、その存在を指摘し、さら

に「鵜田家俳諧関係所藏品解説」(『上総市原』六号、一九八五)で、雪中庵四世完来による鵜田其流・南雅宛ての書簡を紹介しているが、該碑には触れていない。青柳氏が南雅とともに紹介する其流(文政九年一月二十九日没)は、善龍寺内に祀られた墓碑から鵜田家代々の当主を勘案すると、南雅の父にあたる人物と思われる。なお、鵜田家からは、後に地域で文化人として著名となった鵜田重祭が輩出するが、大室晃氏によると、鵜田重祭は、鵜田南樟家に入り婿として入った(『市原市史』別巻、五〇六頁)とされるので、南雅没後、南樟なる人物を養子として入れ、その人物も暫くして死亡してしまったため、さらに重祭を養子に迎え入れたということと思われる。

〔表〕

信敬院要法日義

妙法

貞信院妙果日操

〔右〕

君諱重胤、姓時田氏、俗稱與惣左衛門、南雅其號也、「上総市原郡嶋野村人、父諱某、世爲本邑里正、君天」資敦厚、聰敏超凡、年已長、襲父職、管轄租稅賦役之事、行踐規矩勤儉、自率親戚故舊、有不能自濟者、則「傾筐竭橐而振之、未嘗有吝惜之意、其樂善不倦者」如此、平居無他嗜好、特喜俳諧、環宅植苑、手抱甕

〔裏〕

灌「園、觀其開落相續、四時不絶而嬉之、值花盛開、則掃」室淨几、延一時俳諧者流而吟咏相娛、佳篇麗什、往「往傳於世、文政乙酉夏五月朔日、嬰病而歿、享年四

十八、乃葬於本邑善龍寺先塋之側、法諡曰信敬院」要法日義、君娶同郡萱橋村桐谷氏之女、終無嗣、寡「婦誓志不嫁、愴然爲之喪主、乞表其墓、乃綴其牒記、」建之墓門
文政丙戌春正月 江戸鵬齋龜田興撰
獨有桐谷憲書

〔左〕

貞 明治三年 四月十八日

蓮 登 童子 天保八四年
二月十一日

妙 夢 童 女 天保二卯年
四月六日

當體院蓮華日教 天保三辰年
十月十八日

信 文政八乙酉年五月朔日

資料二十四 山崎又七墓碑

当該資料は、現在、市原市海保の海保墓園に現存する墓碑である。かつては、旧五井村上宿地区かみじゆくの善養院医王寺境内山崎家（屋号「醤油屋」）墓地にあったが、昭和五十四年の区画整理の際、善養院医王寺が移転するのに伴い、現地に移動した。⁽²⁸⁾ 新発見資料である。当該資料は、旧五井村名主・山崎又七の事績を綴っている。該碑によれば、又七は、号を一鶴(29)といい、温厚でありながら、手抜かりのない性格で、日頃、「三農の業」ということを言って、あらゆる災害に備えなければならぬと主張していた。そこで、醤油醸造業を創業したところ、大いに成功した。また、名主を担っては、公正精確に事を処理し、多くのものを感服させた。⁽³⁰⁾ 明治二十四年に別荘に隠居し、俳諧を楽しんで余生を過ごし、明治三十二年九月五日、病のため死亡したという。

撰者・鶴田重榮は、文政五年二月二日、⁽³¹⁾ 上総国山辺郡津辺村の菊池家に生まれ、旧島野村金河原地区で代々酒井領名主を務める鶴田南樟家に入婚した。与惣左衛門を称し、名主を務め、⁽³²⁾ 官選戸長が置かれるようになると、戸長に就任した（以上、特記したものを除き『市原市史』別巻、五〇六～五〇七頁）。若年の頃は、江戸へ出て湯島聖堂で儒学を学び、さらに、橘守部に国学を学んだ。守部は重榮の家を乗馬で訪問してきたこともあるという（以上、大室晃『市原人物譚』海潮社、一九八三、十～十一頁）。重榮は多くの和歌を詠んだが、それらは

その長男・広作こうさく（号は重胤）によって、『春秋の葉』という題名で大正八年に出版された（以上、右記『市原市史』別巻）。三男・元三郎は、又七の養子となった（山崎又七墓碑による）。四男・泰蔵は、旧市原郡惣社村の宮原家（屋号「定右衛門」）に養子に行き、その長男として、野口英世の知己であり、日本の放射線医学の嚆矢である宮原立太郎みやはらたつたろう（一八七八～一九三六）が生まれた。鶴田家は、代々文芸を嗜む家風があり（以上、右記大室氏著書）、当家には、文人墨客の杖を曳くものが少なくなかったが、重榮は未知の遊歴が訪ねてくると、短冊に自作の和歌や俳句を書かせ、彼の眼に合格したものには礼を尽くして逗留させ、劣るものには若干の金子を包んで帰したという。旧市原郡引田村ひきたむらの代官・立野良道たちらのよしみちとは歌道友達であった（以上、右記『市原市史』別巻）。

〔表〕

英正院廣徳賢翁居士

正念院秀徳妙榮大姉

〔右〕

君諱直憲、通稱又七、別號一鶴、姓山崎氏、世居上總「國市原郡五井町、考曰豊次郎、妣渡邊氏、君其長子」也、家世業農、資産亦贍、君爲人、温厚謹密、常謂「三農」之業、年有豊山水旱災侵不

可無脩、於是更創醬油」釀造業、家道大興、蓋其用意周到、多類此、初君爲里」正、在職數十年、處事精當、無有偏私、衆皆脫服、至今」稱之、明治廿四年、以家事附嗣子、退居別莊、平生無」他嗜好獨善俳諧、至是優遊無事、日往來俳友茶侶」間、吟風嘯月、從容自娛、三十二年九月五日、以疾沒、」享年六十有九、葬于同善養院先人之塋域、君娶今」井氏、有一女、養余三子元三郎爲嗣、而以其女妻之、」今茲小祥、將建碑使余記之、因叙其概略如此焉

〔左〕

島野錫田重祭撰

高野山慶道書

明治三十三年十月二十一日

嗣子

山崎元三郎

建之

〔裏〕

英 明治三十二年九月五日

正 明治四十四年七月廿三日

資料二十五 山崎元三郎・惠津墓碑

当該資料は、現在、市原市海保の海保墓園に現存する墓碑である。かつては、旧五井村上宿地区かみじゆくの善養院医王寺境内山崎家（屋号「醬油屋」）墓地にあつたが、後に、現地に移動したことは右記資料に同じい。新発見資料である。当該資料は、旧五井村名主・山崎元三郎の事績を綴っている。元三郎は、諱を重徳、通称を元三郎といい、旧島野村金河原地区の錫田重祭の三男として生まれ、のちに山崎又七の養子となつた。壮年になつて、五井村名主を務め、⁽³³⁾やがて当村に通信金融機関がないことを憂い、郵便局を設置する一方で、同志と協力して、五井銀行(34)を設立した。⁽³⁵⁾その人となりは、誠実で、事に処しては中庸を得て、地元の人々から信頼を受けた。晩年は、新居を設け、そこで「風月を楽しみ、悠悠自適にして、亦た塵事を顧み」ない余生を送り、大正十四年十一月二十五日、病のため死亡したという。撰者・錫田道三郎は、明治八年七月七日、旧市原郡皆吉村志保井地区しほいの渡邊周作の三男として生まれ、のち、錫田重祭の長男・広作の養子となつた。東海村助役・村長(36)を務め、能書家としても知られた。昭和四年十二月九日、五十六歳で死亡した。その孫が現当主・宗昭氏である。

元三郎夫人・惠津については、「賦性溫和にして、家を治むるに法有りて、能く婦道を守る」と記されている。惠津の墓碑の撰者は不明である。

〔表〕

正信院最勝道元居士

真如院香林妙貞大姉

〔左〕

翁諱重徳、通稱元三郎、余祖父重繁翁三子也、出繼山崎氏爲直
 憲翁嗣、承父祖業、拮据經營甚勤、家道益興、壯而爲里正、執掌
 郡「村治務幾十年、嘗憂無通信金融機關、設郵便局、又與同志共
 謀」創立五井銀行、資性篤實聰敏、處事得其中庸不誤、鄉黨信
 賴、晚「年營新居、樂風月、悠悠自適、亦不顧塵事、大正十四年
 十一月二」十五日、以病没、享年七十四、葬善養院先人之塋域、
 今嗣松三郎「君建墓碑、使余記之、因謹叙梗概 嶋野鴉田道三郎
 撰并書

大正十五年十一月二十五日 嗣子松三郎建之

〔右〕

婦人名惠津氏、山崎又七君之「女、元三郎妻也、賦性溫和、治家」有
 法、能守婦道、生一男四女、惜「哉、天不假壽、明治三十二年九」月
 廿五日、罹病没、享年四十有「七年

資料二十六 桑田家興産碑

当該資料は、旧海保村中郷地区の桑田良望家に現存する石碑である。新発見資料である。旧海保村は、平安末期以来とされる旧家³⁷⁾、室町中期以来とされる旧家³⁸⁾、戦国以来とされる旧家³⁹⁾がひしめき、江戸期においては、土地所有はもちろん、酒、味噌、醤油、質などあらゆる権利がそれらの家々によって占有されていた。江戸前期以降にやって来た桑田家は明らかに不利な状況にあった⁴⁰⁾。そのような当家が、江戸後期以降、幾代かを経て、旧海保村を代表する存在となり、さらに大正期に至ると、田畑山林などをあわせて九十数町歩を有し⁴¹⁾、貴族院議員の互選資格を有し⁴²⁾、村長を歴任するような市原郡を代表する名望家にまで急成長した。当該資料は、そのような桑田家の飛躍的な栄達の過程を、与七、与惣治、良作に至る三代に渡って綴っている。

該碑によると、窮迫していた当家は、与七のとき⁴³⁾、初めて全うな資産を有することができたと記されている。その子・与惣治については特筆されていないが、桑田良望家所蔵「祖先伝来戒名 桑田姓」には、「俗名与惣次⁴⁴⁾ト号ス、与七長男ニシテ、行年六十六歳ニテ死亡ス、性質温順實直ナリ、若フシテ生殺ヲ好ム、子供三人アリ、長女ヤス家督を續ク(中略)長男藤吉ハ村内伊鐔ノ家名ヲ再興シタルヲ以テ、隠居ノ後、右藤吉ヲ補翼シ、商行ニ従事シ、益々繁昌シ、廿數年間ニ相應ノ財産ヲ求メテ、右藤吉方ニ終ル」(句点筆者)と記されており、

与惣治も相当の資産を築き上げたと思われる。古老たちによると、桑田家は、旧海保村中郷地区の伊鏝家と組み、伊鏝家が餅を作り、桑田家がそれを海岸の賭場に売り、そうして得た資金を元に金貸しをやつて豊かになっていった⁽⁴⁴⁾という話が残っており、それはこの与七・与惣治の時のことをいっていると思われる。該碑では、与惣治には男子がなかったと記されているが、現当主・桑田良望氏によると、事実はそのではなく、藤吉という長男があつたが、その姉・ヤスが商才に長けていたために、家に残され、藤吉は当時絶家してしまつた伊鏝家を再興するために分家した（現在の伊鏝家。屋号「もちやんみせ」）のだという。このヤスのもとに、旧海保村中谷地区永津の名主・小手喜太郎⁽⁴⁵⁾の次男・小手良作⁽⁴⁶⁾が養子に入り、当家は一層発展することとなつた。当家には、九十九里浜から干鯛を移入し、それを売つて資産を得たという話が残っており、⁽⁴⁶⁾時期的にいって、それはこの代のことと思われる。ただし、良望氏によれば、当家の発展には、良作の活動よりも、むしろ金貸業に長じたヤスの働きが貢献しているといつた話が残っているという。とするならば、当時の当家の進展は、該碑の論調とは異なり、ヤスと良作の共同作業によつたとすべきかもしれない。かくして、桑田家は、この良作⁽⁴⁷⁾の代に田畑三十二町歩を有する大地主となり、良作自身も地租改正総代、村会議員を歴任した。該碑では、このような栄達を遂げた良作の「夫れ驕奢は、身を亡す⁽⁴⁸⁾の基なり。世運漸く開け、樸素の風は日⁽⁴⁹⁾びに消えて、淫靡の習は歳⁽⁵⁰⁾どしに長ず。中

に守ること有る非ざれば、染まらざらんと欲するも難し」などと子孫への訓戒を記して、文を閉じている。

撰者・桑田民太郎は、慶応元年八月五日生、昭和二十一年二月四日没（旧海保村中郷地区桑田家墓誌）。その履歴については、次資料「桑田家家訓碑」のほか、『房総人名辞書』、『房総・町村と人物』にも詳しく紹介され、明治三十六年に『東海新聞』（千葉県立中央図書館所蔵マイクロフィルム）紙上で、県下模範町村長の一人に選ばれた際にも、同年八月九日付け記事で詳しく紹介されている。また右記「祖先伝来戒名 桑田姓」には、「民太郎は生来賢く、市原郡姉崎、千種、五井、東海、市西、養老村に小作人は、三百人に及ぶほどであり、村長としても名声高く、また県会議員として南部の鈴木発太郎と共に協力して活躍、桑田家全盛期であつた」と記される。なお、民太郎は、資料十七「井口松山翁碑」の建設に資金協力している（「松山翁碑裏面」）。このことから、井口松山の「箐箐学舎」に通学していたと思しく、民太郎には幾分かの漢学の素養があつたと考えられる。民太郎が箐箐学舎に通つたのは、井口松山が、民太郎の父である良作の実父・小手喜太郎の弟にあたり、民太郎と親戚関係にあつたことが原因していると思われる。

この「興産碑」には、同家に、訥堂により隷書で紙に書かれたバージョンも存在する。それとの異同は校注に示した。

〔題額〕

興産碑

〔表〕

我桑田氏、不詳其先所出、其來居海保村、蓋在明曆中云、歷數世尚微、至與七君時、始有田産、以篤行稱於鄉里、年八十餘歿、其子曰與總治君(校1)、嗣無子、以同村小手氏子爲後、實吾嚴父良」作君也、君以慶應二年代與總治君、主於家、初桑田氏、自與七君時、有田數町・宅一廬、廩一字、然一歲所入無幾許(校2)、不足以饒家計、君慨然謂、此安足以上納官租、下供仰事俯育之資、余既」來繼是家、則興之以慰祖宗之靈、是吾任也、於是夙興夜寐、耕販兼營、一意節蓄、有餘貲、則以」易田、積三十許年、乃得田畑三十二町步、屋舍倉廩若干字、計其價實貳萬圓、初漸富名浸重、」每鄉黨有公事、必與焉、明治九年、嘗爲地租改正總代、二十二年、又被選爲村會議員、其六月、」遂任區長、此歲修築千葉警察署、君獻資若干、二十五年、治村道橋梁、又捐資助之、而賜木杯」被賞、其他捐財救人、蓋匪尠也、於是乎君素志蓋少酬矣、嘗一日、娶子女告之曰、余年二十三、」初繼此家、辛苦經營、以勤稼穡者、蓋三十餘年、積錙銖長尺寸、以纔致有今日、其於桑田氏、弗」爲無微勞、汝等生長安逸、不知稼穡艱難、世有厥父積財遺子、厥子乃爲賊亡身者、可不戒(校3)哉、」夫驕奢者、亡身之基也、世運漸開、樸素之風日消、而淫靡之習歲長、非

中有守、欲弗染也難矣、」汝等謹毋以余是言爲毫也、凡財、非積之難、守之實難、非徒守之難、善用之斯爲貴也、余平生」自戒濫費、然苟可以益世救人、則棄之亦不惜也、汝等尚體吾志焉、余又崇敬神佛意、余(校4)興家、」雖由于勤勉、未必非冥助、余日夕弗敢忘其恩、汝等志之、僉曰、唯々、民太郎、懼其久而或失墜、」謹刻于石以傳、且爲之銘曰

桑田之家、世居南總、其來海保、在明曆中、數世尚微、興自乃翁、行修于(校5)家、一鄉仰風、萬孫螟蛉、」能追先蹤、勤儉富家、以卒祖功、積財報先、散財奉公、善積善散、乃孝乃忠、垂訓子孫、戒奢飾躬、」毋以今之裕、忘昔之窮、戰々競々、以思有終

明治三十三年十一月二十一日 不肖男 民太郎謹誌

高野山 慶道書

(校1) 治君 桑田良望家所藏・訥堂写「興産碑」では、「君治」に作る

(校2) 幾許 右記・訥堂写「興産碑」では、「幾計」に作る

(校3) 戒 右記・訥堂写「興産碑」では、「誠」に作る

(校4) 余 右記・訥堂写「興産碑」では、「予」に作る

(校5) 于 右記・訥堂写「興産碑」では、「於」に作る

資料二十七 桑田家家訓碑

当該資料は、旧海保村中谷地区桑田たつ家に現存する石碑である。新発見資料である。該碑は、桑田家の栄達の過程について、資料二十六を受けて、民太郎がその父・良作までに獲得した田畑山林に加え、新たに田畑山林約四十六町歩を獲得し、東海村長、千葉県議会議員、市原郡会議長を務め、その家督を良信につがせるまでを記し、さらに、慶子を分家させ、慶子の養子良徳に田畑山林八町歩を与えて、分家の基礎を確立するまでを綴っている。そして、最後に民太郎の子孫への訓戒を記して文を閉じている。なお、該碑では、民太郎の相続を明治二十三年十二月のこととしているが、桑田良望家所蔵除籍謄本では、明治二十九年八月十七日相続としている。この相違の理由は不明である。慶子は、旧今富村の伊藤祐真⁽⁸⁾の長女で、明治十七年四月二十三日に生まれ、大正二年八月二十日に民太郎の養子となり（以上、右記除籍謄本）、昭和四十四年六月十六日に没した（旧海保村中谷地区桑田家墓碑）。右記除籍謄本において、その養子入りの日付が該碑記述（大正三年十二月）と異なっている理由は不明である。良徳は、明治三十三年十月十日に生まれ、大正三年十二月二十六日に慶子の養子となり（以上、右記除籍謄本）、昭和三十二年二月二十八日に死亡した（右記墓碑）。村会議員、収入役を務めた（『市原市史』別巻、七九二頁）。所蔵者たつ氏は、その良徳の子息である故桑田滋氏の夫人であ

る。良信は、明治十七年九月十七日に生まれ（右記除籍謄本）、村会議員、村長を歴任し、また村信用組合を設立した（『自治団体の沿革』東京都民新報社、一九二八、「市原郡誌と名譽録」七頁）。昭和二十八年六月十一日没、享年六十八歳（旧海保村中郷地区桑田家墓碑）。この良信の子息が市会議員を務めていた浩氏で、その子息が資料二十六の所蔵者である良望氏である。撰者の市原照は、夷隅郡中川村の人。明治十六年十月八日に生まれた。号は、蒼海、希明。旧姓は半場。小学校教諭を務めるかたわら、日高誠実（一八三六～一九一五）に師事し、漢学を学び、その間、市原氏を嗣いだ。後、千葉庶民新報を創刊した。（『千葉県歴史』千葉県歴史刊行会、昭和四年）。昭和四十七年没（webcatplus.niac.jp）。

〔題額〕

家訓碑

〔表〕

桑田民太郎君、南總市原郡東海村人、富理財奉公之心、明治三十六年二月、任東海村長、當明治三十七八年戰役、有所盡力、依「功、叙勲八等、賜白色桐葉章、同四十四年九月、選千葉縣會議員、」大正四年九月、舉市原郡會議長、參畫許多公共事業、功績頗顯」著也、喜捨淨財於江湖、其金額亦不尠矣、君使養女慶子分家、實「大正三年十二月也、後迎良徳爲慶子養子、爲良徳娶伊

注

(1)

『房総人名辞書』六四三頁。

(2)

切替尊文氏「小手重夫先生を悼む」(『上総市原』創刊号、昭和五十一年)一四七頁による。また、要助も文政六年(二八二二)に小出領名主を務めていたことが『市原市史』資料集(近世編2)

藤祐眞「四女美子妻之、而確立分家基礎、於是乎君有所深感、即述其縁」由於家人、且垂訓焉、不肖民太郎、明治二十三年十二月、繼承實」父良作家督、爾後十有七年間、一意專心、勉勵家業、購得田三十」二町三反歩、畑宅地山林等約十三町五反歩、此代價三萬二千」餘金也、又改築住家、費一萬豫金、大正九年六月、讓與全不動産」于長男良信、以隱居自是爲分家助力、大正十五年三月、使良徳」相續家督、乃本家戸主良信無償讓渡于分家、以田五町歩、畑二」町歩、山林一町歩、予同棲分家、援監財與蓄財之方、以樹子孫安」榮竝教育之計、更投私財、購額面二萬圓有價證券而與之、分家」亦欲以令無後顧之憂也、訓誡家人曰、汝等宜洞察予既往行狀」兼平生志所存、汝等宜旦暮必念吾家祖先之鴻恩、汝等宜勤儉」治産、以謀家運之日隆昌、君欲思家事將來之餘、勸家訓於貞珉」建之、請文于余、惟爲此舉也、不獨使君家盛、亦以感益於風教、不」敢辭、據狀、叙其梗概

昭和九年十月

蒼海 市原照撰 中村南畝書

(3)

七四〇頁から窺える。

(4)

『房総人名辞書』六四三頁によれば、当家は、明治末期の当主小手英より四代前の小出藩間から「小手」姓を称したとされる。該碑でいわれる小出要助は、英よりちょうど四代前にあたる。このため、初めて「小手」姓を名乗った小出藩間とは、この要助のことだとわかる。なお、当家が「小出」ではなく「小手」を名乗った理由は、領主が「小出」姓だったことを憚ったためと思われる。

(5)

峰嶋来山については、従来全く不明であったが、旧不入斗村の鈴木太郎大夫家墓地に現存する「村長高山鈴木氏墓碑銘并序」から、亀田綾瀬の弟子であったことが知れた。

資料十八によれば、松山は「佐助」とも称したことがわかっているが、千葉県立中央図書館所蔵「海保村惣百姓宗門人別帳」には、慶応三年三月当時、組頭として「佐助」の名が挙がっている。また、旧海保村上郷地区霜崎博之家所蔵「海保根元記」には、明治元年四月に、「佐介」が名主になったことが記されている。資料十七では、井口松山は慶応元年には名主に就いたとされているが、その後、名主を退任して組頭に退き、慶応三年三月以降、再び名主に就き、また、一旦退任した後、明治元年四月に、名主に就いたということなのか、それとも、石碑の方が名主就任の年代を誤って記しているのかは不明。

(6)

『市原市史』中巻、九四六頁によると、当時、柳原村、町田村、畑木村に撒兵隊の残党が屯集しているという噂があり、その方面へ、長州藩と大村藩の部隊が向かい、また村上村から柳原村、宮原村、今富村、海保村、畑木村を通じて、姉崎村へ津藩の部隊が向かったことがわかっている。山下某はそのいずれかの部隊にいたと思われる。

(7)

亀田鶯谷は、文化四年(一八〇七)に生まれ、明治十四年(一八八一)に没した。名は長保、字は申之。鶯谷のほか、学孔堂とも号した。本姓鈴木氏(『江戸文人辞典』東京堂出版、一九九六)。下総国岡田郡東路田村の人。亀田綾瀬の門下に入り、綾瀬の養子となる。関宿藩儒。祖父亀田鵬斎、父綾瀬とやや異なり、漢学と国学の調和を模

索する独自の学風を草創した(村山吉廣氏『漢学者はいかに生きたか(近代日本と漢学)』大修館書店、一九九〇。五十一、五十八頁)。

(8) 明治期の漢学者、教育者。熊本県士族。明治二十(二十七年)にかけて、千葉県尋常師範学校教員を務める。編者に『国語学文典』『漢文学教科書』などがある。(http://dbnc.nij.ac.jp/CSDB_37364)。その長男・至大は、旧市原郡飯沼村の松原家の養子となり、児童文学作家として活躍した(『市原市史』別巻、五四一〜五四五頁)。

(9) 旧海保村中郷地区の鴉矢元彰家には、中島撫山による「松島記」の稿本が残っており、中島撫山が市原郡を訪れた際には、当時の鴉矢家の当主・元彰(明治二十八年没)も中島撫山と交流をもった可能性がある。

(10) 大田玄齡は、大田錦城の四男で、名は玄齡、字は季喬、号は晩成、通称は遮那四郎といい、他の兄弟と同じく頭脳明晰で、常に房総や二毛信越の間を往来し、もしくは江戸にもどり、それぞれの地で生徒に授業した。一時駿府奉行や館林侯に仕えたが、すぐ江戸にもどり、私塾を営んで一生を送った。その伝記については、井上善雄『大田錦城伝考』下、加賀市文化財専門委員会・江沼地方史研究会、一九七三、三九七〜三九八頁、上掲『江戸文人辞典』八十頁のほか、大田才次郎『旧聞小録』巻上、二六葉ウ〜三〇ウに詳しい。

当該鴉矢家は、旧海保村中郷地区の小谷を代表する名家と目され、屋号を「こやつ」(もしくは「虎(寅)右衛門」と称した。「谷」姓の由来は、この屋号から来ていると思われる。類例として、前稿の資料五「梧桐園如圭道人墓碑」の項で触れた小出爲光(天保十一年没、享年七十七歳)の例を挙げることができる。小出家は、旧柏原村で屈指の名家と目され、屋号を「森」(もしくは「十(重)左衛門」と称したが、爲光は医者としても著名で、千葉県立中央図書館蔵・河崎英齋『房総医家人名録』(一八二五年)には、「森重左衛門」として紹介されている。このような転用は、当時頻繁に行われたことかもしれない。

(12)

当該稿本によれば、郡平の性格は寛大で、任侠の気風が有った。当時、領主某(小出氏のこと)は貧乏で、常に不当な税を領民に課していた。このため、村の力のない人々は生計に窮迫してしまっていた。郡平はこれを見かねて、蔵を開き、上は小出家から、下は村の力のない人々に至るまで、惜しみなく援助を施し続けたという。こうして、十数年もたつと、鴉矢家の家産は傾き、負債だらけになってしまったのだという。大田玄齡はこのような郡平を「己を損い、人を益する者と謂う可きのみ」と高く評価している。

(13)

『切替節子家文書』『市原市史』資料編(近世編2)三四七〜三四八頁に基く。

(14)

鴉矢元忠は、君津郡奈良輪村上原知行所名主・鳥飼家に生まれ、字を太三郎といい、のち、鴉矢鹿門の養子となって虎右衛門と称し、文久二年(一八六二)八月六日に死亡した。享年四十七歳。千葉県文書館所蔵「賀八十八歳高寿序」(鳥飼家文書「し四十二」)には、鴉矢鹿門の漢詩のあと、鴉矢順なる者の漢詩が列記されている。この「賀八十八歳高寿序」は、鴉矢鹿門『致一齋集』にも収録されており、ここでは「男太三郎」と記されているため、元忠は、順とも称していたことがわかる。元忠の次男・厚之助(一八四四〜一九〇四)は、奈良輪村上原知行所名主(のち、三上藩大庄屋・鳥飼和一郎(一八三八〜一八九四)のもとに養子に入り、のち六右衛門と称し、奈良輪村名主、戸長を務めた(以上、鳥飼家に関して、「袖ヶ浦市奈良輪・鳥飼家文書目録(上)」千葉県文書館、二〇〇八、十一頁。元忠については、特記したものを除き、すべて鴉矢元彰邸内墓碑・同所蔵位牌の写し書きによる)。なお、厚之助の養父・和一郎(号、成教)は、幼少時、鴉矢鹿門に教えを受け、不撓不屈の精神で新地開発を遂行した人物として著名であり、その伝記は『袖ヶ浦町史』通史編下(袖ヶ浦町史編纂委員会、一九八三)七四一〜七四三頁に記されている。

(15)

大田錦城は、加賀大聖寺の人。皆川棋園、山本北山に学んだが、意に満たず、独学で学問を大成した。駒込に塾を開き、町儒として出

発したが、やがて吉田藩主に厚遇され、文化八年(一八一二)、儒臣となり、藩校時習館の改革にあたった。のち、文政五年(一八二二)、金沢藩に招聘されて、儒臣となり、三百石を給与された。その学問は、朱子学を宗としたが、それを墨守せず、諸説を折衷して、正説をとり、いやしくも経義に関するものは、詳しく考証し、その異同を詳細に弁明した(上掲『江戸文人辞典』七八〜七九頁)。錦城の住居は、寛政七年(一七九五)以降、その死に至るまで、両国矢ノ倉にあった(上掲井上善雄『大田錦城伝考』下、三八三頁)。なお、鶴矢鹿門は、谷鹿門名義で、嘉永六年版『錦城文録』の校正をしている。

『市原のあゆみ』(市原市、一九七三)三〇九頁では、「一五歳のとき既に師の代講を勤めるほど学問がすすみ」とされているが、何を根拠として言われているか不明。

『房総・町村と人物』多田屋書店、一九一八、一一〇頁「永滝直四郎」の項によると、鶴矢鹿門は、江戸において「牧其他諸侯の侍講たりしことあり」とされている。なお、永滝直四郎は、安政四年三月、右記鶴矢元忠の四男として生まれ、「幼少の頃より小貫庸徳に就て漢籍を、成瀬大域に就て書道を、八代成立に就て算術を学」んだとされる。「八代成立」は、旧島野村塚原地区で算術を教えていた八代成之の誤記である。旧島野村七ツ町地区の鳥穴神社に現存する「八代成之翁碑」の裏には、門人の名と思しい名が百十六名刻まれており、そのなかに永滝直四郎の名が刻まれている。直四郎は、その後、千葉郡椎名村中西の永滝家に養子に行き、のち収入役、助役、村長、郡会議員を歴任した。

『市原郡誌』(町村誌篇、七九八頁)によれば、門下生は、市原郡の他、印旛郡、山武郡、長生郡、夷隅郡、君津郡から広く集まり、その数、数百人にも上ったという。

海保漁村は、寛政十年(一七九八)、上総国武射郡北清水村に生まれる。諱は尚賢、のち元備、紀之、字は純卿、のち春農、号は漁村。その父・修之は、医者であった。海保氏の先祖は、里見義基の長男・

氏義とされ、この氏義が上総国の海保荘に移り住み、海保大隅守と称したことに始めるとされる。漁村は幼少時、父から句読を教わり、

文化八年(一八一二)には、初めて江戸に出るが、数か月ならずして郷里に帰る。文政四年(一八二二)三月には、再び江戸へ出て、將軍家侍医・多紀家の学僕となり、多紀柳洲の勧めで、大田錦城の門に入る。以後、文政八年(一八二五)四月、錦城が没するまで、錦城に学ぶ。鹿門とは同門であるが、師事期を異にし、互いに交流を持たなかった。その後、日本橋横山町、湯島台、下谷久保街で私塾を営む。天保十四年(一八四三)、佐倉藩での講義を引き受ける。嘉永元年(一八四八)四月、下谷練塀街に移り、私塾を営む。安政四年(一八五七)三月、幕府の医学館直舎儒学教授を兼ねる。慶応二年(一八六六)九月、下谷練塀街の自宅で死亡する。その学問は錦城の学風を受け、注疏の異同を詳細に調べ、精確な論証を行うところに特徴があった。弟子に信夫恕軒、島田重礼、洪沢栄一がいる。その伝記は、上掲・瀧口房州氏『上総の人・海保漁村』、『江戸文人辞典』一一二頁に詳しい。

すでに一家を構えていた件については、千葉県立中央図書館所蔵『海保村惣百姓宗門人別帳』によって判明した。胤久と名のついていたことは、旧今富村千葉家墓地内の根本静齋の墓碑によって知り得た。なお、元彰の父・根本宣胤は、大田錦城と鹿門に学問を教わっており(旧今富村千葉家墓地内根本静齋の墓碑)、さらに元彰の次兄・貞直(のち、旧今富村伊藤家「むかい」の養子となる)も鹿門に学問を教わっていた(旧今富村伊藤家墓地内伊藤乾齋の墓碑)ことから考え、元彰も若年時に鹿門から学問を教わっていた可能性を想定できる。

『創立百周年記念誌』市原市立東海小学校新校舎落成創立百年記念事業実行委員会、一九七七、四八頁のほか、鶴矢元彰家所蔵「假小學校設立伺」(第二十二區三画、夷隅郡勝浦町、濱勝浦村、申濱村)による。

旧町田村佐々木みつえ氏(屋号「にいえ」)所有「字一筆限地図」

(16)

(17)

(18)

(19)

(20)

(21)

(22)

- (1876) 所収「記」による。
- (23) 萩原秋巖は、常陸国鹿島の人。鹿島神宮神職。明治十年没、享年七十六歳。巻菱湖、市河米庵の弟子（『改訂増補・漢文学者総覧』二〇一〇、汲古書院）。
- (24) 稿本「谷君鹿門壽藏記」でも、鹿門が、塾の経営に成功して得た利益で、大きな家屋を建てて、平坦な園地に梅や松、サザンカを植え、「風流の富窟」と称すべき場所を作ったと記されている。
- (25) 墓碑銘には時田とあるが、現在、当家の子孫は、姓を鶴田と表記している。屋号は「名主どん」と称される。
- (26) 亀田鵬齋（一七五二―一八二六）は、江戸神田に生まれた。名は翼のち長興、興、字は、国南、のち公龍、釋龍、土龍、土雲、公芸号は鵬齋、善身堂、惰々子、金杉醉学生、関東第一風顛生、通称は弥吉、のち文左衛門。父は上野出身の髓甲商であった。十四歳で、井上金蛾の門に入り、二十三歳で、赤坂山王社の傍らで私塾を開いた。寛政異学の禁にあつた際、困窮したため、井上金蛾が尾張侯に推薦しようとしたが、固辞した。その後、小石川諏訪町、駿河台本所横川、下谷金杉中村に移り、私塾を営み続けた。放酒放達、豪邁な性格で、義侠心にも厚く、その博学は四方に轟き、世儒を白眼視した。亀田綾瀬はその実子。（以上、『江戸文人辞典』一二九―一三〇頁）
- (27) 当該墓碑左側に記された「當體院蓮華日教 天保三辰年十月十八日」がそれにあたるであろう。ご子孫の鶴田宗昭氏にお願いして、その當體院の位牌を見せていただくと、當體院の位牌は当主の位牌の体裁で作られていることも認められた。なお、『市原市史』資料集（近世編3上）四三頁によると、文政十二年には与惣左衛門が島野村名主を務めたと記されているので、この南樟（當體院）は入り婿後、すぐ島野村酒井領名主を務めたことが窺える。
- (28) 善養院の移動については、高澤恒子氏「五井むかしむかし」（『上総市原』市原市文化財研究会、二〇一七、二十九頁）に触れられている。
- (29) 後出の山崎元三郎・えつ墓碑からは、その諱は直憲といったことがわかる。
- (30) 『市原郡誌』六一四頁によれば、その後、戸長も務めている。
- (31) 『名家伝記資料集成』第二巻、思文閣出版、一一九三頁。
- (32) 『市原市史』資料集（近世編4）二五一頁など。
- (33) 『市原郡誌』六一四頁によれば、その後、戸長も務めている。
- (34) 五井銀行は、明治三十三年三月、資本金十万円で設立され、大正十五年十一月に上総銀行に吸収合併された。上総銀行は、のち千葉合同銀行に吸収合併された。昭和十八年三月、この千葉合同銀行と小見川農商銀行、九十八国立銀行が合併して成立したのが、現在の千葉銀行である。（『市原市史』下巻、二五八―二五九頁）
- (35) 『房総人名辞書』三五七頁によれば、元三郎はまた、明治八年以来、町会議員を歴任し、明治四十年九月に郡会議員に就任したと記されている。また、郵便局長については明治三十五年とされる。
- (36) 道三郎の事績については、旧皆吉村志保井地区の渡邊家邸内「先考月庵遺徳之碑」、『自治団体の沿革（千葉県の部）』（東京都民新報社、一九二八）「市原郡誌と名譽録」八頁による。
- (37) 『海保根元記』でいわれる七竈のこと。すなわち、本地の稲毛家、本郷の霜崎家、岩戸の苺米家、中谷の川名家、切生の進藤家、畑木の高石家のこと。但し、中郷地区では、岩戸の上（苺米家）、切生の上（進藤家）のほか、前里の上（井口家）、辺田の上（井口家）、小谷の上（鶴矢家）、尾沢の上（元吉家）、諸久蔵の上（霜崎家）を七竈と称すると伝えられ、これらも旧家と語り継がれる。とりわけ小谷の鶴矢家は、源頼朝が石橋山の戦いの後、安房から北上し、小谷近辺を通行した際に、頼朝に鶴の矢を献じて、その名を授かったという伝承を持ち、その土着は一層古いものと思われる。
- 右記『海保根元記』は、海保村における領主の変遷、寺社や各旧家の来歴などを概述した古文書である。これにはすでに上掲霜崎家所蔵の写本が紹介され、その翻刻が収載されている（『市原市史』資料集、近世編1、六五八―六六七頁）が、筆者は、今回の調査で、

- (38) 旧海保村中谷地区切生在任・佐々木清幸家に、従来の霜崎本をしのぐ優れた写本(佐々木本と名付ける)を発見した。また、この他に、旧海保村中郷地区の錫矢克子家にも、写本が存在していることも発見している。いずれこれらの諸本を校勘して、「海保根元記」の現在最良のテキストを公にしたいと考えている。
- (39) 海保四天王のこと。『海保根元記』によると、海保四天王とは、安房郡の領主・金余左衛門円春の四人の子を祖とする家々のことである。金余円春が山本左衛門に殺されたため、その金余円春の四人の子は逃亡したものの、山本左衛門にさらにその行方を追われたため、海保までやってきて、それぞれ姓を矢那井、井口、征矢、北島と代えたのだという。
- (40) 例えば、中谷地区の小手家、同里見家、同間野家などのこと。撰者が「數世を歴て尚お微し」と記していることからすると、当家は江戸後期以前は、小前百姓に位置づけられる家であったと思われる。
- (41) 株式会社千葉県農工銀行編「大地主調(拾町歩以上)」によれば、大正九年当時の民太郎の土地所有は、田六十三町五反、畑十八町、山林など十六町七反とされ、三二〇人の小作を擁していた。
- (42) 『貴族院多額納税者議員互選人名簿』第十三卷(千葉県)、御茶の水書房、一九七〇、八一頁。
- (43) 桑田良望家所蔵「祖先伝来戒名 桑田姓」には、「俗名與七ト称ス、與七ノ長男ニシテ、行年八十一才ニ死亡ス、性質正直、幼ニシテ父母ニ別レ、生長ノ後、艱難辛苦勞働シ、一代ニシテ相應ノ財産ヲ求メテ、人ノ鏡トナレリ、実ニ中興ノ先祖ト云フベシ(下略)」(句点筆者)と記される。
- (44) さらに、その金を元手に株を買い、その株取引を通じて、資産を一層増やしていったという話もされるが、それは良作・ヤスの代のことだろう。
- (45) 名主を務めたことは『市原市史』資料集(近世編3上)一四一頁などに基づく。

- (46) 現当主・桑田良望氏がその祖母・要氏から聞いた話だという。
- (47) 桑田良作は、天保十五年九月十二日生(桑田良望家所蔵除籍謄本)、明治四十年十二月十九日没、(墓誌)。右記「祖先伝来戒名 桑田姓」には、「行年六十五歳」「市原郡東海村海保中谷小手喜太郎ノ次男ニシテ(空欄)年与惣次ノ養子トナリ子供四人アリ(下略)」と記される。
- (48) 伊藤祐真は、今富村名主・伊藤重左衛門貞直の子として、文久三年二月に生まれた。幼少から学問を好み、漢学を小貫庸徳、成田淡堂、荻野月瀬、小永井岳に学び、書法を成瀬大域に学び、『総房人物論誌』第五編、博聞館、明治二十六年)、また大河原菊山、大教正細田朝義に五行学を学んだ(『房総人名辞書』)。海上村長を長く務め、さらに郡会議員、五井銀行取締役などを歴任した(『房総・町村と人物』)。大正九年当時、田畑山林などをあわせて、七十一町歩余りを有する今富を代表する素封家であった(株式会社千葉県農工銀行編「大地主調(拾町歩以上)」)。昭和九年十一月十二日没、享年七十二歳、榮光院心蓮祐嚴居士(旧今富村伊藤家墓地伊藤祐真墓誌)。

キーワード

亀田鶯谷、中島撫山、錫矢鹿門、亀田鵬斎、市原照